

第 141 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課みどり計画係

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 18 日（水）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出席者 会長：堀江典子
委員：藤崎健一郎 加藤和雄 小川けいこ
柳沢よしみ 島田拓 橋本けいこ
浅沼敏幸 植松正一 西貝嘉隆
鈴木正一 須永文子 三浦雄二
和崎禎介 内堀比佐雄 本橋世紀子
加藤政春 中村壽宏 有野陽一
区側：環境部長 みどり推進課長 環境課長
都市計画課長 開発調整課長 計画課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名（傍聴人定員 10 名）
- 6 次 第
 - 1 開会
 - 2 審議
(1) ねりまの名木の指定解除について（諮問第 181 号）
 - 3 報告
(1) 保護樹木等補助制度について
(2) 保護樹木の指定ならびに解除について
(3) （仮称）羽沢二丁目緑地におけるこどもの森事業の進捗状況について
(4) （仮称）中里郷土の森緑地におけるホタルの里事業の進捗状況について
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 7 会議内容

みどり推進課長 定刻でございます。本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

早速でございますが、今回新しく第 18 期練馬区緑化委員会委員となられる方がいらっしゃいますので委嘱をさせていただきたいと思います。大変恐縮でございますが、委嘱状は既に席上に置かせていただきました。お名前を、

環境部長からご紹介させていただく形で、委嘱にかえさせていただきます。では部長、よろしくお願いいたします。

環境部長

それでは私から、新しく、第18期練馬区緑化委員会委員となられる方をご紹介いたします。柳沢よしみ委員でございます。浅沼敏幸委員でございます。須永文子委員でございます。三浦雄二委員でございます。和崎禎介委員でございます。有野陽一委員でございます。

皆様、よろしくお願いいたします。

みどり推進課長

委員の名簿を新しくしたものを、皆様のお手元にお配りしておりますので、こちらにつきましてはご参照いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは事務局より、開会に当たりまして報告をさせていただきます。ただいまの出席人数、19名でございます。当委員会の定数は21名でございます。過半数の出席がございますので、本日の委員会は成立しております。それでは会長よろしくお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。前期から会長を務めております堀江と申します。

それでは、まず事務局から、委員の方のご紹介があったのですが、理事者のほうもご紹介をお願いしたいと思います。

みどり推進課長

それでは、私どもも異動により、理事者が替わっておりますので、私のほうから、名前を紹介させていただきます。

まず、環境部長、八十島護でございます。

環境部長

環境部長八十島でございます。よろしくお願いいたします。

みどり推進課長

本日都合で欠席しておりますが、産業経済部都市農業課長が浅井葉子に替わっております。続きまして、環境まちづくり事業本部環境部参事環境課長事務取扱、内木宏でございます。

環境課長 環境課長の内木でございます。どうぞよろしくお願
い
します。

みどり推進課長 同じく環境まちづくり事業本部都市整備部参事都市計
画課長事務取扱、阪田真司でございます。

都市計画課長 阪田です。よろしくお願
い
します。

みどり推進課長 同じく都市整備部開発調整課長、田中淳でございます。

開発調整課長 田中です。よろしくお願
い
します。

みどり推進課長 環境まちづくり事業本部土木部計画課長、竹永修一で
ござ
います。

計画課長 竹永修一でございます。よろしくお願
い
します。

みどり推進課長 事務局を務めさせていただきます、環境部みどり推進
課長
の毛塚久と申します。どうぞよろしくお願
い
いたし
ます。

会 長 では事務局からまず、資料の確認をお願いします。

みどり推進課長 恐れ入ります。座ったままで失礼いたします。
本日の次第、第141回練馬区緑化委員会次第と書か
れたもの。資料1、ねりまの名木の指定解除、資料2、
保護樹木等補助制度の改正についてというもの。資料3
としまして、保護樹木の指定ならびに解除についてとい
うもの。あと資料4、(仮称)羽沢二丁目緑地予定地にお
けるこどもの森事業の進捗状況について。資料5、(仮称)
中里郷土の森緑地におけるホタルの里事業の進捗状況に
ついて、資料は以上でございます。よろしくお願
い
いたし
ます。

会 長 では、次第に沿って進めてまいります。早速、諮問案
件
の審議に入りたいと思います。今回、案件の1つとし
て、ねりまの名木の指定解除が1件ございます。まず事
務局から説明をいただいた上で、皆様のご意見を頂戴し

たいと思います。事務局、お願いします。

みどり推進課長 それでは資料1に基づきまして、諮問第181号、ねりまの名木の指定解除について、ご説明を申し上げます。所在地は関町北三丁目45番1号、区立武蔵関公園でございます。こちらにあります、第87号のトチノキ、高さ、幹周はごらんとおりでございます。

裏面をお開きいただきまして、こちらの樹木でございますが、徐々に枯れ枝が出始めていたということで、私どもも注視してきたのですが、真ん中の写真のとおり、昨年の夏に落葉が激しくなりまして、ほとんど葉がつかないといった状況になりました。樹木医の緊急診断も入れましたところ、土壌改良と、トチノキということで水が大変たくさん必要な樹木ですので、灌水などを数回行って樹勢の回復を図っていたところですが、今年に入りまして現在に至る状況でも、右下の写真の状況とほぼ変わらない状態が続いているということです。こうしたことから、枯死していると推定しておりまして、今回の解除申請に至ったものでございます。

会 長 ありがとうございます。ではこの件につきまして、ご意見またはご質問などありましたら、挙手をお願いしたいと思います。では、お願いします。

A委員 こちらは武蔵関公園の中にある名木ということなんでしょうか。公園の中なので所有者がわからないので、教えていただけますか。

会 長 事務局、お願いします。

みどり推進課長 こちらは区立公園でございますので、所有者は練馬区になります。

A委員 練馬区が持っている木で、そしてまた、名木というところで、枝ぶりも大変立派ですし、いい木なんですけど、この木が枯れてしまったというところで、とても残念なことだと思います。

25年の写真と26年の写真が、方向が違うせいなの

か雰囲気が違うなという印象なのですが、同じ木ですよ
ね。

みどり推進課長 同じ樹木でございます。25年8月の後に土壌改良を
行う際に、少し重さを落としたほうが良いと考え、剪定
をしている関係で、こういった形になっております。

A 委員 名木の管理は、通常そういうふうに時々見回るような感
じで管理されているのではないかと思うんですけれども、
できるだけ名木を維持していただきたいということと、
今、現状何本あるか、教えていただけたらと思います。

みどり推進課長 名木につきましては、このように区が持っているもの
と、民間が持っている、民有のものがございます。いず
れも5年に1度、樹木医による診断をしているという状
況でございます。

こちらにつきましては、21年に樹木医の診断があっ
たのですが、そのときは「健全」の次の「やや不良」で
したが、上から2番目ということで、診断の中ではそれ
ほど大きな問題は指摘されていなかったものでございま
した。

現在の指定件数は93件で、こちらの諮問を了として
いただけますと、92件ということになります。

会 長 ありがとうございます。よろしいですか。ほかにご
意見は。B委員お願いします。

B 委員 このように枯死したという状況なのですが、これからこ
の木は、どの様な過程を経て、例えばこのままあると危
険だとか、そういうことがあるのかどうか、教えていた
だけますか。

会 長 事務局、お願いします。

みどり推進課長 今、ほぼ完全に枯れているという状況でございます。
区立公園の中ということもございまして、倒木等の心配
もございますので、まだスケジュールは決まっておりま
せんが、最終的には伐採していくという形になるかと思

います。

B 委員 まだスケジュールが決まっていないということですが、早くやらないと倒木という危険はある、そういう認識をしておいてよろしいのでしょうか。今、本当に何が起こるか、異常気象ですので、本当に最大の安全対策をしていただきたいと思いますが、ちょっと教えていただけますか。

みどり推進課長 その辺、安全管理は非常に大切でございますので、これから、台風シーズンが近づいておりますので、土木部とも調整しながら、なるべく早く対応してまいりたいと考えてございます。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問等は。C委員お願いします。

C 委員 名木93本の中の1本ということで、大分親しまれてきたと思うんですが、最近こういうケースでよくあるのは、切った後、この材を利用して、例えばベンチとか、何か記念にするものにしておくということがよくありますけれども、そんなふうにするのも考えられたらよいかと思いました。

会 長 事務局、いかがですか。

みどり推進課長 樹木の種類ですとか、材にもよるのですが、こちらのトチノキはなかなか向いていないと伺っているところです。

あと、最近はやキ1つとってみても、非常に材としての値段が安くなってきているというか、お金の面からすると、なかなか費用が合わないということで、特に民有の、民間の方の場合は、そこまでいかないというのが実情でございます。

ただ名木に限らないのですが、そういった話があった場合に、そういった活用する方法もあるというご説明を、あわせてさせていただいているところでございます。

会 長 C委員、いかがですか。私も今のC委員の意見はとても大事だなと思っております。名木だったわけですよね。名木になるだけの価値があった木だと思いますので、単純に切ってごみにしてしまうということではなく、もうちょっと何か残るようなことをご検討いただけたらありがたいなと思います。

他にいかがでしょうか。はい、お願いします。

D委員 すみません、枯死した原因は、わかっていらっしゃるのでしょうか。

みどり推進課長 こちらも今回の樹木医の診断の中で、いろいろご意見を聞いてみました。明確な原因は、正直わかっていないという状況でございます。

24年5月と25年8月の写真をごらんいただくように、26年4月は、周りに柵のようなものがございまして、公園ということがありまして、当然周りは踏み固められているという状況がございました。ただこれも、状況自体は大きく変わらない中で急に樹木が枯れてきたというもので、原因がはっきりしていません。

ただ伺っているのは、トチノキは非常に水が必要ということで、何らかの理由で水が上がらなくなったのではないかと推測でしかないということで、明確な理由はわかっていないところでございます。

D委員 今後伐採されるということで、幹の中も見れるようになるので、どういうふうにするかはちょっとわからないですけれども、ぜひ、できる限りでいいんですが、調べていただきたいと思っております。

灌水と土壌改良というのは、具体的にどういうことをやられたのでしょうか。

みどり推進課長 周りの土壌をやわらかくするというのと、周辺に竹の筒を入れて、そこから施肥をするのと、あと灌水を多めにしたというのがメインの対応になっています。

D委員 この名木だけではなく、ほかの名木もあるので、今後、枯死してしまいそうな場合にどうするのかということも

あるので、ぜひ研究していただきたいということをお願いして終わります。

会 長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問など、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。では、この件は解除ということで、よろしくお願いいたします。

次に、報告案件が4件ほどございます。事務局、引き続きお願いいたします。

みどり推進課長 それでは資料2、保護樹木等補助制度の改正について、ご説明をいたします。昨年来当委員会、保護樹木、保護樹林、名木も含めまして、補助制度の見直しというものをご議論いただいてまいりました。この4月1日から条例を改正しまして、またあわせて要綱も改正しまして、補助制度見直しを行ったという状況でございます。改めてご案内をさせていただいて、今後の議論の参考にしていただければというものでございます。

まず、保護樹木の制度改正ということで、これまで保護樹木、保護樹林につきましては、それぞれ1本あたり年間5,000円、1㎡あたり年間65円ということで定額の補助をしてまいりました。一方、所有者の方から、剪定をしたいが、費用が高額になることから、もう少し費用の補助をとご要望をいただいていたということがございます。そこで、補助制度の見直しを行い、この4月から、一部補助ということで始めたところでございます。なお、剪定につきましても、事業者と協定を結びまして、その事業者が保護樹木制度をご理解いただいた上で、剪定を行っていただいているという状況でございます。

2番になりますが、新制度につきましては、おおよそかかった費用の半額程度で見込んでおります。既に10数件、制度の利用がありますが、大体半額程度で実費も推移しているという状況ですが、太さに合わせて1本あたり5万円から15万円までという形で、保護樹木につきましては補助をしているものでございます。保護樹林につきましては、同様の剪定費用の助成をしておると同時に、管理費用、一律の補助金を若干残しておりまして、面積区分に応じて2万円から12万円までという形で支給をさせていただいています。

3番の補助対象数ということで、今回お示しをさせていただきましたが、これがいわゆる民有地にあります、保護樹木と保護樹林の数になります。240名の方がお持ちになっている975本の保護樹木、34カ所、11万5,553㎡の保護樹林が民有地にありまして、こちらが補助金制度の対象数でございます。

恐れ入ります、あわせて、資料3、新制度に絡めまして、今回保護樹木の指定と解除の手続につきましても見直しを行ったところでございます。これまで、特に保護樹木の解除につきましては、諮問事項とさせていただいては、私どものほうで判断をさせていただいて、解除をした後にご報告をさせていただくという制度に改めておりますので、そちらの内容をご報告させていただきたいと思っております。

4月1日から6月30日までの分ということで、今回ご報告をさせていただきます。

新たに指定したものが4本ございまして、それぞれ、サクラ、クスノキ、サクラ、シラカシということで、ごらんのとおりの状態になっております。1番、2番につきましては、同一の所有者の方でございます。いずれの樹木も樹冠がご本人の所有地の中にほぼおさまっておりまして、既に剪定などもされており、管理状況も良好ということで指定をさせていただいたものでございます。

解除につきまして、上から順番に簡単にご報告をさせていただきます。まず1番ですが、6本でございます。こちらは高野台一丁目、笹目通り沿いにあります神社の境内でございます。こちらは解除の事由が、所有者の考えで管理していきたいと書かせていただきましたが、若干経過を申し上げます。こちらの境内の中に他にもこれまで保護樹木がありまして、解除してきたという経過が過去にございました。残っているものが6本という中で、昨年までの制度の関係で、解除申請の手続が若干複雑だったということもありまして、神社の世話人会の中で臨機に対応しにくいことから、解除をさせてほしいということを決められたと伺っております。

今回、制度を見直したということで、私どもも新しい制度をあわせてご説明させていただいたのですが、一旦決めたので、今回については解除をさせてほしいという

ことがございまして、申請が出てきたという状況です。ただ、こちらの世話人の皆さんは樹木が大好きな方々で、引き続き大事にしていくという姿勢は変わっていないので、私どもとしても、またタイミングを見て、新規に指定させていただけないかということは、改めてご相談をさせていただきたいと思っているものでございます。

次のケヤキは、民間のお宅で枯死してしまったというものです。

3番、4番、こちらも民間のお宅でございます。こちらは、枯死をしたのですが、区に申請をしなくてはなりませんということ、当然前々から申し上げていたんですが、所有者さんが失念してしまったということで、先に伐採をしてしまったものでございます。私ども、その後伺いまして、手続が違いますということはお話をさせていただいたのですが、既に枯死して伐採したということでございまして、お話をさせていただいた上で滅失の届けを出していただいたものでございます。

5番につきましては、やはり民間のお宅で、維持管理が困難ということ。これは隣地際に立っていたということで、隣地の方との関係のことで、これまでも同じような事例がございましたが、非常に管理が難しいということで、申請があったものでございます。

6番、高松二丁目につきましては、こちらは区道でございます。こちらのケヤキは、樹勢が弱まり、限りなく枯死に近づいている、倒木の危険性があるという状況です。まだ原木は残っている状況でございます。

次のシラカシにつきましては、やはり民間のお宅で根本が腐朽し、ご心配ということで、確かに根元にかなり大きい穴が開いておりまして、非常に危ない状況であることは確認をしております。

次の、8番目、9番目につきましては、これはほぼ同じ敷地内なのですが、所有者さんが違います。1238号は借地をされている方ということで、借地されてるご自身が植えたメタセコイアです。それが非常に伸びてしまっていて管理がかなり大変な状態になっているということですが、今度別の方が借りることになり、今のままでは次の方に渡せないのではないかとということでございます。できれば次の方にも同じように残していただけないかと

いうお話は、別途している状況ですが、今回申請が出ているということでございます。

その下は隣の敷地なんですけれども、今回売却をされるということがございまして、維持管理が今後困難になるということで、申請をいただいているものです。

一番最後、これは私どもとしてもおわびをしなければいけないのですが。平成13年に、雪で倒木を、既にしておりました。そこに実生木がありまして、その実生木について観察しながら後継樹としていきましようということで、所有者さんとお話をしていたのですが、そのお話の後に、手続を漏らしてしまったということで、今回改めて解除の手続をさせていただいています。実生木は残っておりますが、まだあまり大きくない状態ですので、そちらについては引き続き育てていただくということで、お願いをしているところでございます。

全て計算いたしますと、現時点で先ほどの民有地、公有地のものも含めまして、保護樹木が1,200本、保護樹林は今回変更がありませんが73カ所、19万1,212㎡になります。

会 長

ありがとうございました。10件の解除が既になされたということで、今回からは報告事項ということになっているわけですが、このうち、解除はされたけれども樹木としてきちんと残されているのは1番、それ以外は2番、3番、4番、それから10番が既に枯死したかなくなったということですね。5番と6番と7番、8番、9番については、今後速やかに何かしらの処理がされるという理解でよろしいでしょうか。

という状況ですが、これに関して、今回から報告ということなのですが、ご意見、ご質問などございましたら、お願いしたいと思います。どうぞ、D委員お願いします。

D 委員

解除の1番ですけれども、解除する理由が、非常に使いづらいためという話だったのですが、具体的にどういった内容なのでしょうか。

みどり推進課長 若干先ほど触れましたが、もともとの理由は以前に同

じ場所で枯れてしまって、解除したという事例が2件あったというところです。神社ということもありまして、いらっしゃる方の安全も含めて臨機に対応したかったんだけど、これまでの制度でいくと解除までの期間をお待ちいただかなければならない間、この6本については健全な状態なのですけれども、同じようなことが起きたときにすぐに対応ができないというようなお話がもとの理由です。経過につきましては先ほどお話ししましたとおり、新制度についてもご説明をさせていただいたのですが、世話人会のほうで一旦確定させたので、今回は解除申請を出したいという形で、現在に至っているものでございます。

D 委員

今回の指定の解除について、報告になったということは、条例の改正があって、わかるのですけれども、やはり前みたいに、ある程度状況がわかるような写真とか説明をつけたほうがいいのではないかと思うのです。これだけだと、はっきり言ってよくわからない。いくら報告事項とはいえ、緑化委員会のほうに一応報告しているわけだし、それを受けて今後、保護樹木をどうしていくのかということが問われるわけだから、やはりこの報告の仕方というのは、改善していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

みどり推進課長 これまでの所有者さんとのやりとりというのは、今までと同様に数回、場所によっては5回とか6回とか、重ねて対応してきているところでございます。そうした中でこういった形でご報告をさせていただきましたが、内容につきましては、また会長ともご相談をさせていただきながら、一番いい形を考えてまいります。今回は第1回ということで、こういった形でご報告をさせていただきましたが、資料についてはまた検討させていただきたいと思っております。

会 長

いかがですか。A委員。

A 委員

指定されたのが4本、解除が10本で、減ってしまっている。練馬区はみどり30ということで、今後増やして

いくという意気込みがあると思うのですがけれども、この減ってしまった分を、これからどのようにされるのかということと、解除された分の木については、今後は区と何らかの関係性を保っていくということがあるのかどうか、教えてください。

みどり推進課長 ケースバイケースですが、複数本持たれている方は当然引き続きお付き合いがある形になります。例えば更地になって今後宅地化されるといった場合には、広さにもよりますが、緑化指導なども入っていくという状況でございます。また新規指定につきましても、今回補助制度を変えたということがございまして、上の4本の中にもですね、剪定をしたいというご案内があって、その補助制度のご案内をした結果、まだ保護樹木ではなかったけれども新規指定になったという事例も出てきておりました。私どもとしては新しい補助制度を、一つの武器にししながら、新規指定につきましても力を注いでまいりたいと思っているところでございます。

A 委員 そういうふうに何らかの関係性を保ちながら、また指定制度もしっかりアピールしていったら、ぜひ保護樹木、保護樹林を増やしていただきたいと思えます。お願いします。

会 長 ほかにご意見、ご質問などいかがでしょうか。よろしいですか。では、この件については報告を受けたということで、次の説明に移っていただきたいと思えます。事務局、お願いします。

みどり推進課長 それでは資料4、(仮称)羽沢二丁目緑地予定地におけるこどもの森事業の進捗状況について、でございます。これは、資料にも後で出てまいりますが、一昨年、昨年と当委員会で基本構想の策定、基本計画の策定にあたってご報告をしてまいりました。平成27年度の開園に向けて、現在進めているところでございまして、そちらの進捗状況をご報告させていただくというものでございます。

事業につきましては、目的にありますとおり、練馬の

みどりの中で、交流をしながら、自然体験ですとか自由遊び、冒険遊びといったような、そのままの自然の中で遊んでいただきながら、地域や環境への愛着を深めるといったことで、練馬のみどりの保全と創出に向けた区民の意識を高めていくという事業でございます。

飛びまして一番下の案内図ですが、こちらが現在こどもの森の整備を進めている場所でございます。凡例の中に羽沢二丁目緑地予定地と書いてあるところ、こちらの部分が現在整備を進めている場所でございます。3,000㎡ほどで、位置付けとしては区立緑地として現在ある樹木等をそのまま残して、そのまま遊んでいただくといったような整備を進めております。その他の緑色の部分につきましては、「羽沢緑地」という都市計画をかけておりまして、将来的にはこの緑色の部分も含めて、こどもの森という形で整備をしていきたいと考えているところでございます。現在は私有地ということで、いずれ区有地にしていきたいと考えておりますが、区有地になった際には、こどもの森を拡張していくということで考えているものでございます。

上の2番に戻りまして、これまでの経過ということで、23年度以降のことをごく簡単にでございますが、体験イベントを行った、構想の策定、計画の策定をやったといったものでございます。この場所では最後となる体験イベントを行ったところでございます。また今年度は、来年度の開園に向けて、整備工事を行っていくということと、運営組織と書きましたが、基本的には事業者へ委託をするということで考えておりまして、その事業者の選定を今年度行い、来年度の開園を目指しているところです。報告は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。進捗状況についてのご報告ということでしたけれども、この件につきまして、何かご質問ですとかご意見などございましたら、お願いしたいと思います。A委員どうぞ。

A委員

体験イベントも何回か開催されているというところで、このこどもの森事業については、区民の方からはどういうご意見が今のところ集まっているのか教えてください。

みどり推進課長　こちらの事業につきましては、手前みそになるかもしれませんが、非常にご好評をいただいているという感触を持っております。先日、小学館の『B E - P A L』という雑誌にも掲載をしていただいたということもございました。23区、都市部の中で、森をそのまま使って、その中で自由に遊んでもらうような形の公園とはなかなかないということで、利用者の方々からは、本当にこういった場が必要だといったお声もいただいております。非常にご好評いただいていると考えております。

A 委員　そうしたお声、もちろん自由な森の形を残してというところで望ましいと思うのですけれども、ご意見など、もっと細やかにアンケートなどっていただいたら。例えば、手洗いのところはこんなとか、細かい使い勝手のところで、またいろんなご意見もこれから出てきて、それをぜひ反映させていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

みどり推進課長　実はアンケートもとっておりまして、細かい内容を今回は掲示しておりませんが、まずこどもの森のこういった事業についてどうお考えになるかですとか。あと当然、若干けがをするかもしれない、どうしても冒険遊びですので、すり傷、打ち身、そういったけがはあるのかもしれない。それでも安全を第一に運営をしていかなければいけないというのが、この事業の第一だと思っていることから、見守る大人の配置を考えているのですが、その配置する人数ですとか、どういう運営形態だったらより安全に遊べるかだとか、遊びでもどういった遊びのメニューがあったらいいかだとか、そういったことでいろいろご意見をいただいているところでございます。体験イベントを23年度以降、7回開催しておりまして、かなりたくさんのお意見をいただいている。そういった中でここまで練り上げてきているという状況でございます。

会　長　　よろしいですか。では、D委員お願いします。

D 委員　　すみません、1点だけ教えてください。憩いの森の現状

のオレンジのところと、羽沢緑地予定地、都市計画緑地
区域というのが、全部カバーできてないんですけど、こ
れはどうしてなのでしょう。

みどり推進課長　こちらは、憩いの森は当然所有者さんがいらっしゃる
ということでありまして、憩いの森につきましては、所有
者さんが開放しても構わないということで、私どもと貸
借契約を交わして開放しているエリアです。都市計画に
ついては、ここを先々都市計画緑地としていくというこ
とで示しているエリアで、特に羽根木憩いの森につい
ては、ずれがあるということですので今のご指摘かと思
います。

都市計画をかけるにあたっては、所有者さんにある程
度ご了解を当然いただかないとなりません。後々区立
緑地にしていく、つまり区有地にしていくということが
ございますので、その辺の同意をいただきながら調整
をした結果、憩いの森と都市計画の形にずれがあるとい
うのが現状というものでございます。

D委員　では所有者の方がいて、民有地で、そこは憩いの森として
開放していただいていると。将来的には区が買い取っ
て都市計画の区域に入れることを目指しているとい
うことなのですか。それとも所有者さんの意向に沿っ
て、ずっと民有地そのままということなのでしょう。

みどり推進課長　都市計画のかけ方として、所有者さんにご相談を
しながら、後々の活用をお話をした上でかけていくとい
うパターンとそうでないものがあると思っています。こ
ちらにつきましては、所有者さんにご相談をしながら、
先々区に売り渡すといったようなご意向をお持ちのこ
とを確認をしながら都市計画をかけたというのが、状
況でございます。

D委員　相談をして、とりあえずここは都市計画をかける、残り
の民有地のことについてはまだ白紙の状態だと。今後、
かけるかどうか、それはもちろん所有者さんを見
無視してかけたいとは区は言えないから、今のところ
は民有地として残しておくけれども、将来的にはどう
するかというのは、区としてはあまり考えてないとい
うか、希望的観

測として区有地にするという事ではないということですか。

みどり推進課長 今の、希望的観測というお言葉をお借りするとすれば、「憩いの森」につきましては私どもも基本的には、区民の方にお借りして開放させていただいて、区民の方にご利用もいただいているという現状がございますので、憩いの森というのは大事な場所として何らかの形で保全をしていきたいと思っているものです。ですから私どもは、この羽根木憩いの森の、都市計画がかかっていないところも、憩いの森として残していきたい、保全していきたいという意味では、同様に考えているというものです。ただ、それと、都市計画がかけられるかというのは、考え方が別でございます。

会 長 よろしいでしょうか。憩いの森をこういう形で活用しながら保全していくというのは、とても大事なことだと思うんです。所有者の方、それから利用するお子さんたち、親御さんたち、それから地域の方々の支援があって初めてうまくいくものだと思いますし、ここがうまくいくことで、ほかの地域でも、うちのところもああいうの使えるんじゃないかとか、うちのあたりにもああいう、憩いの森みたいなのが欲しいと思ってもらえるようにして、広がっていったらいいなと私は思っています。

他に何かご意見は、いかがでしょうか、特に地域の方とか、利用されるような方々のご意見など、よろしいですか。

ではもう1件、ホテルの里事業のほうに移りたいと思います。お願いします。

みどり推進課長 引き続きまして、資料5番の説明をさせていただきます。(仮称)中里郷土の森緑地におけるホテルの里事業の進捗状況についてというものでございます。こちらにつきましても、昨年3月の緑化委員会で、ホテルの里事業の進め方ということでご説明をしております、その後の進捗というものでございます。

先に裏面をごらんいただきたいのですけれども、(仮称)中里郷土の森緑地ということで、大泉町一丁目の土

地区画整理事業の中で出てきた屋敷林でございます。全体で2,500㎡、点線で囲まれているところがありますが、これ以外に街区で外に柵がありますが、ここ全体で2,500㎡でございます。このうち点線部分の640㎡につきましては、ホタルの育成エリアとして、昨年度、池と流れの工事を行い、既に竣工しているという状況でございます。

写真もご覧いただきたいのですが、図面の中で①、②とございます。この①、②が、下の写真の①、②に相当してまして、こちらの方向から写真を撮っているというふうにご覧をいただければと思います。

あと、③、④ということで、5月13日に、地域の方々と一緒に育成活動を行いました。今回は④にありますように、池の環境整備、あとあわせて、ヘイケボタルの幼虫を1,000匹ほど放流をしたという状況でございます。表面にお戻りいただきまして、今申し上げました育成活動ですが、昨年10月から、こちらにございます地元の町会と商店会の皆さんにお声かけをさせていただきまして、検討会という形で月に一度ほど会を重ねてまいりました。その検討会を重ねた結果、先ほどの5月の活動に至っているという状況でございます。

資料にございませんが若干付け加えますと、6月の中旬に、ヘイケボタルは無事地上に上がり、サナギになって羽化しまして、その後、大体毎日10匹から20匹程度飛んでいるといった状態が、今も続いている、ただ短期的には間もなく終わってしまうかなという状況です。

3番、今後のスケジュールですけれど、この育成部分以外の、屋敷林全体を緑地として開放していくことを考えておりまして、そちらの設計をしてまいります。あわせて、地元の方々と育成活動を引き続き行っていきます。来年度につきましては、工事とあわせてホタルの育成活動についても、どのような形で緑地全体で展開していくかを検討しながら、28年の開園を目指して進めていくという状況でございます。報告は以上でございます。

会 長

ありがとうございます。ではこの件につきまして、ご意見やご質問はございますか。よろしいですか。

そうしますと、これで報告案件はひととおり終わった

のですけれども、せっかくですので新しく委員になられた緑化協力員の方々、一言ずつでもご意見頂戴できたらいいなと思うのですが、E委員いかがでしょうか。

E 委員

私、緑化協力員のBブロック、光が丘地区なんです。正直言いまして、今年の役を決めるときに人材不足で、まあ、やってくれということで、お受けしたのですけれども、ちょっと場違いだったかなという感じが正直しております。でもお引き受けいたして一生懸命やっていきたいと思えます。

光が丘というのは、小学校の5年生が稲づくりとか、田植えをしまして、そこで今、ホタルの話が出ていたんです。ああいう狭いところでもできるのかなという感じは、若干今、いたしました。これからいろいろと教えていただいて、協力していきたいと思っております。

会 長

ありがとうございます。区の緑化活動に直接携わっていらっしゃる方の意見を、どんどん言っていっていただきたいと。ここはそういう場だとも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。F委員、いかがでしょうか。

F 委員

同じく緑化協力員を今年から始めさせていただいて、たまたま、緑化委員会の委員もやってくれないかという話があり、お受けしました。正直なところ、協力員についても、緑化委員会についても、ほとんど事前の知識がなくて、何かしら、練馬区の緑化の施策とか、今後長い目での方針みたいなものを、一区民とか、そういう立場でものを言える場なのかなということで参加させてもらっています。今日は、様子見をしている状況です。

既に動いているホタルの育成活動についても、これを行っているということ自体を認知していなくて、少し前にその話は、議題で見て気がついた次第です。よくホタル、特にゲンジボタルについていろんなところで復活ということをやっていますけれども、一方で遺伝子レベルのかく乱という問題も起きているような状況で、ほんとにこういう復活みたいなことがいいのか、いい面と悪い面とがいろいろあろうと思うので、細かいことがあれば

またご提案したいと思います。

会 長 ありがとうございます。ぜひ、こういう事業があるということも、周りで宣伝していただけたらなと思います。今の、遺伝子かく乱のお話ちょっとありましたけれども、ここでやられているヘイケボタルというのはどこ出生のものなのですか。事務局お願いします。

みどり推進課長 ホタルは今、ご案内がありましたように、その水系のものを使うというのが一番ということです。この辺ですと、白子川がそばです。ただ、白子川にはもういないという状況で、次に考えられるのが荒川となりますが、なかなか、そういったものも手に入りにくいという状況がございます。今回は、関町で、ヘイケボタルを既に育てている方がいらっしゃいまして、その方からご寄附をいただく形でやりました。どこまで厳密にやるかというのは、ご懸念のとおりだと思っておりますが、少なくとも、東日本のものを使わなければまずかろうと考えてございます。

会 長 ありがとうございます。もうお一方、G委員、いかがでしょうか。

G委員 Gでございます。この4月から、緑化協力員Dブロックの幹事をやらせてもらっております。私が協力員となりましたのは、17期ですので今年で5年目でございます。Dブロックとしての主な活動は、いわゆる植樹活動です、木を植えてまいります。ですから私どもは特別に苗木の育成場を管理しております。苗木の育成場に東京都などから供給を受けまして、一旦そこでプールして、それから、ご希望の方に植えに回るとというのが、それが主な活動でございます。大体これは秋から冬場にかけて行っております。ですから、これから、地区祭とか、町会の回覧で募集をかけてまいろうかなと、そういう予定にしております。

春先は、いろんな自然観察だとか、あるいは小学校2、3年生とか、そういった方々との協働事業とか、観察を行ったり、あるいは、かたくり福祉事業所というのがご

ざいまして、そこの皆さんと一緒にジャガイモをつくったり、大根をつくったりという活動をやっております。

そんなことで、今年は大勢の方が3月でおやめになられて、4月にまた大勢の方が入られてということで、言ってみれば活動がちょっと途切れそうな感じがしておるのですけれども、鋭意、私のほうでいろいろ考えて、皆さんに企画提案してやらせてもらっています。

会 長

ありがとうございます。それぞれのお立場でやっていらっしゃるから感じられていることとかも、どんどん発信していただきたいですし、ここでどういう議論がされているのかとか、区がどれだけ緑化に頑張って取り組んでいるのかというものも持ち帰って、ぜひPRしたり、意見をもらってきたりということもしていただけたらいいなと思っております。

ほかに何かご意見とか。H委員お願いします。

H委員

その他で、直接みどりと関係ないのですが、区立小・中学校校長会代表が学識経験者になっている理由は何ですか。

会 長

事務局、お願いできますか。

みどり推進課長 この緑化委員会では、区分けを大きく2つ、学識経験者の方と、区民の代表の方という形で位置付けております。学識経験者の枠としましては、会長、副会長、C委員といった、いわゆる学識経験者の皆様と、農業委員会と小・中学校校長、あと区議会議員の皆さんも学識経験者という枠組みに入れさせていただいているという状況です。そのほか、所有者の方々とか、今ご紹介のあった協力員の皆様、団体からの推薦をいただいている方等が区民という形で、この2つの分けでやらせていただいているというものでございます。

H委員

今日、校長会か何かとぶつかったんですか。

みどり推進課長 用件は何ってありませんが、日程が合わないということでご回答をいただいています。

H委員

今日は、たまたまご用事があったのかもしれないので、それをどうこうつつこむ気はないのですが、私はこの緑化委員が長いものですから、以前、学校代表の方が連続して出てこられない時代があったんです。今日はPTAの聯合協議会からも出てきていただいていますし、やはりその辺は、学識経験者の枠でなられているんですから、そんな毎回月に何度もあるような会ではないので、そこは校長会のほうに、しっかり伝えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それともう1点、関連なんですけど、みどりの機構なので直接区ではないのですが、たまたまこの「木もり」という冊子があって、表面は何か雑誌みたいで珍しくいいものつくったなと思ったんですけども、中を見たら、まあ、写真もあるんですけど、とにかく字が小さいのと文章が多いのとで、何か読む気が失せるようなイメージがありました。そういう意味でプロモーションというのは大切なかなと思うのですが、せっかく練馬のみどりをいい形で宣伝されているので、もうちょっと区民の方が見やすいもの、そして興味を持っていただけるような作り方を考えていただきたいと思います、機構さんにお伝え願いますでしょうか。

会 長

ということで、よろしくお願いします。ほかにご意見、ご質問等、よろしいですか。

そうしましたら、本日の話の中で、今回から報告案件に変わった保護樹木の解除の件の資料の出し方などについては、私と事務局のほうとで、相談させていただきたいと思います。解除の経緯を丁寧に記録しておくのは、とても大事なことだと思いますので、その辺りは考えたいと思います。

ではこれで、本日の案件は全て終了ということで、よろしいですか。そのほか事務局何かございますか。

みどり推進課長 次回の日程を通常ここでお知らせしておりますが、現時点でまだ定まっております。申しわけございません。なるべく早い段階で決めまして、改めてお知らせを申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

これまで例年ですと、10月もしくは11月に行っております。また改めてお知らせをいたします。

会 長 ありがとうございました。では事務局にお返しいたします。

みどり推進課長 それでは全て終了ということで、ありがとうございました。散会となります。どうもありがとうございました。

—— 了 ——